

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：フィリピン 担当：経済基盤開発部
案件名：ミンダナオ紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年2月中旬～2015年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における道路分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月8日から2014年1月10日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月8日から2014年1月14日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月27日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月中旬
- (5) 契約交渉 : 2月中旬～2月下旬

5 業務の目的

ミンダナオ島はフィリピンの南部に位置する面積10.2万平方キロ、人口約2,160万人（2007年統計）の島である。特に南西部・中部ミンダナオ地域では、40年以上に及び紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高い地域となっており（全国平均の26.5%に対し、ミンダナオ紛争影響地域を含む第10～13地域では31.3%～47.8%（2009年統計））、学校・保健所等の基礎的社会サービスの著しい不足やインフラの老朽化などの課題を抱えている。1990年、ムスリム・ミンダナオ自治区（ARMM）が発足し、1996年ミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線（MNLF）とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も1984年にMNLFから分離したモロ・イスラム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front：MILF）とフィリピン国政府との間で武力衝突が繰り返されていたが、2001年に政府とMILFとの間で「トリポリ協定」が締結され、同合意に基づき、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織として、MILFのもとでバンサモロ開発庁（Bangsamoro Development Agency：BDA）が設立された。2012年10月には政府・MILF双方の和平交渉団により枠組み合意が署名され、2016年に新自治政府が設立されることが決定された。2013年から3年間の移行期間中に、移行委員会（Transition Commission：TC）が設置され、同委員会が基本法を起草し、国会での法律制定後2015年には暫定統治機構による自治が開始されることが合意されている。これらの移行プロセスが住民や地元関係者の理解と支持のもと進展し、紛争影響地域に平和を定着させていくためには、将来の統治組織の体制構築と行政の担い手の人材育成を図るとともに、地域住民が生活改善を実感できる機会を提供していくことが緊喫の課題となっている。

フィリピン政府は「中期開発計画」（2011年～2016年）において、和平交渉を通じた政治的合意と、紛争の原因改善への取り組みを掲げている。特に後者については、和平プロセス担当大統領顧問室（Office of the Presidential Adviser on the Peace Process：OPAPP）により紛争影響地域の復興と開発フレームワーク「PAMANA」が策定されている。右枠組みは紛争影響地域の住民への基礎的行政サービスを改善することにより、地域の貧困削減を図るとともに行政への信頼感を醸成し、コミュニティ内の社会統合を促進することを目指している。また、2013年2月には生計・教育・保健の改善を通じたMILFコミュニティの社会経済開発を目的としたバンサモロ支援プロジェクトである「Sajahatra Bangsamoro」（バンサモロの平和）がフィリピン政府及びMILFが共同で立上げられた。今般フィリピン側より要請あった「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発計画」（以下、「本事業」という。案件名称については本協力準備調査を通じて変更予定。）は右開発政策に位置付けられる。我が国対フィリピン国別援助方針では「ミンダナオにおける平和と開発」が3つの重点分野のうちの一つに定められている。

本事業は、農業省（Department of Agriculture）を実施機関とし、紛争影響地域において農村から市場へのアクセス道路（Farm to market道路、以下「FMR」）の新設・改修を行うことで住民の収入の向上と雇用の創出を図り、地域開発を進めていくことを目的としたものであることを確認済である。本事業の実施により、住民の収入向上と雇用創出を促進し、当該地域住民が「平和の配当」を実感することによって、紛争影響地域において紛争が再発しない環境を整備していくことが期待されている。また、上記移行プロセスにおいて、今後、BDAを中心とした暫定自治政府及び新自治政府が、新自治地域の開発を担うことが予定されているため、BDAはコミュニティ開発策定・調整に係る能力のみならず、地域開発策定・調整に係る能力を向上していくことが求められている。よって、本事業においても、BDAを協力機関とし、我が国無償資金協力の調査及び実施段階において関与することが求められている。

本協力準備調査では、上述の背景を踏まえつつ、要請案件の妥当性を確認し、紛争予防・平和構築無償案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

【業務対象地域】

フィリピン共和国 ミンダナオ島西部（南ラナオ州ブンバラン（Bumbaran）、コタバト州アラマダ（Alamada）、マギンダナオ州ダトゥ・パグラス（Datu Paglas））

【相手国関係機関】

実施機関：農業省（Department of Agriculture）

協力機関：バンサモロ開発庁（Bangsamoro Development Agency）

【業務内容】

- (1) インセプションレポートの作成
- (2) インセプション・レポートの説明・協議
- (3) プロジェクトの背景、目的、内容の確認
- (4) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の確認
- (5) 実施体制、施工監理体制及び維持管理体制の確認
- (6) 支援対象候補地域（町）、対象候補区間の確認
- (7) 道路仕様の確認
- (8) 計画コンポーネントの優先順位の確認
- (9) 現地施工業者の施工能力の確認
- (10) サイト状況調査
- (11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）
- (12) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
- (13) 先方分担事項（公租公課の免税手続き等）の実施にかかる提言
- (14) 本事業の維持管理計画の策定、維持管理費概算及び留意事項にかかる提言
- (15) 支援対象候補地域における社会経済調査
- (16) 環境社会配慮事項の確認
- (17) プロジェクトの概略事業費の積算
- (18) 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- (19) プロジェクトの評価
- (20) 準備調査報告書（案）の作成
- (21) 準備調査報告書（案）の現地説明・協議
- (22) 準備調査報告書等の作成
- (23) 入札図書作成参考資料の作成
- (24) 入札図書案の説明

7 成果品等

- (1) 業務計画書（2014年2月中旬）
- (2) インセプション・レポート（2014年2月中旬）
- (3) 事業概要（英文）（2014年3月第1週）
- (4) 現地調査結果概要（2014年4月下旬）
- (5) 概略事業費積算内訳書（2014年6月下旬）
- (6) 準備調査報告書（案）（2014年8月上旬）
- (7) 概要資料（案）（2014年9月上旬）
- (8) デジタル画像集（2014年9月上旬）
- (9) 準備調査報告書（2014年9月下旬）
- (10) 入札図書作成参考資料（2015年1月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (a) 業務主任/道路計画（評価対象予定者）
- (b) 道路設計 /埋設物・排水計画（評価対象予定者）
- (c) 道路設計 /橋梁・構造物計画（評価対象予定者、対象国経験・語学力評価せず）
- (d) 自然条件調査
- (e) 環境社会配慮
- (f) 調達・施工計画/積算
- (g) 社会経済調査/紛争予防配慮

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・現地の治安状況が不安定であることから、コンサルタントは戦争保険あるいはこれに相当する保険を付保することができます。
- ・本案件は業務環境に鑑み、一般管理費等率に10%を上限として加算できるものとします。
- ・共同企業体の結成を認める予定です

・2013年4月に予備調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。